

メタプラネット（3350）第11回新株予約権のお取扱いについて

むさし証券トレジャーネットでの、メタプラネット第11回新株予約権の権利行使につきましては下記のお取り扱いとなります。十分ご理解をお願いいたします。

記

銘柄名（銘柄コード）：メタプラネット第11回新株予約権
権利内容：無償割当（1株につき予約権1個を付与）
新株予約権売却可能期間：上場しません。（市場で売買できません。）
権利行使期間：令和6年9月6日（金）～令和6年10月7日（月）（むさし証券締切）
権利行使申込先：むさし証券株式会社 インターネット事業部
〒330-8634 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13
払込取扱場所：株式会社メタプラネット指定の金融機関

【ご注意】

- 権利行使をご希望の場合はメタプラネット社の定める「行使請求書」に、必要事項を記載、記名捺印したうえ、「払込金額の振込みを証する書面の写し」と併せてむさし証券株式会社に提出してください。（2ページ目の宛名シートをご利用下さい。）
- 権利行使に必用な資金はメタプラネット社指定の金融機関に入金してください。
- メタプラネット第11回新株予約権行使についてのお問合せはメタプラネット社までお願いいたします。

【新株予約権の権利行使について】

項目	内容・具体例	備考
権利基準日	令和6年9月5日（木）	9/3 大引け後に親株（※1）保有が条件
効力発生日	令和6年9月6日（金）	
権利行使受付期間	令和6年9月6日（金）～令和6年10月7日（月）	トレジャーネット必着
権利行使価額	権利行使価格、割当て株数については発行会社から郵送されます書面にてご確認ください。 (9/18 送付予定)	

※1（親株）…既に発行されている株式。旧株とも言う。

【特定口座の取扱いについて】

分類	取扱い	備考
権利行使後の子株（※2）	親株が特定口座の場合、子株は特定口座扱いとします。 親株が一般口座の場合、子株は一般口座扱いとします。	必要に応じて確定申告を行って下さい。

※2（子株）……………払込を行い新株予約権の権利行使を行った結果割り当てられる株式のこと

以上

むさし証券株式会社 〒330-8634 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13
電話：0120-972-408（平日：8：30～17：00） 電子メール：treasure-customer@treasurenet.jp
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第105号（第一種金融商品取引業・第二種金融商品取引業）
加入協会：日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

2024年9月吉日

各 位

株式会社メタプラネット

第11回新株予約権(株主割当)にかかわる権利行使手続きのご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既にお知らせいたしましたとおり、2024年9月5日現在の全ての株主の皆様に対して、下記のとおり、第11回新株予約権を無償にて割当ていたしました。

つきましては、新株予約権の権利行使(新株式の購入)のお手続きにつきまして、ご案内申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-------------------|--|
| 1. 割当基準日 | 2024年9月5日(木) |
| 2. 割当日 | 2024年9月6日(金) |
| 3. 割当対象株主 | 割当基準日現在の全ての株主の皆様 |
| 4. 割当権利及びその数 | 割当基準日現在保有されている株式数と同数の株式を購入する権利(新株予約権1個あたり普通株式1株) |
| 5. 権利行使価額(株式購入価額) | 1株当たり555円(2024年8月5日の終値から17%ディスカウントした価額) |
| 6. 権利行使期間 | 2024年9月6日(金)～2024年10月15日(火) |
| 7. ご留意事項 | |
| | (1) 新株予約権の権利行使につきましては、株主様の裁量でお決めいただけます。 |
| | (2) 新株予約権の権利行使は一部でも可能ですが、その後、残りの新株予約権を追加で権利行使することはできません。 |
| | (3) <u>上記6.の期間内に新株予約権の権利行使をされなかった場合は、当社が無償で新株予約権を取得するものとします。</u> |
| | (4) 新株予約権の行使により取得した株式数が単元(100株)未満の場合は、当社に対して買取または売渡(買増)を請求することが可能です。 |

以 上

新株予約権の権利行使のお手続きに関するお問い合わせ先

<本新株予約権の行使請求の受付場所>
株式会社アイ・アール ジャパン
電話 0120-538-104(通話料無料)
受付期間 2024年11月5日(火)まで
受付時間 9:00～17:00(土日祝日を除く)

新株予約権の行使手続きについて

新株予約権の権利行使をされる場合は、以下の手順に従いお手続きください。

1. お手続き書類

①「第 11 回新株予約権割当通知書 兼 行使請求書」

(以下「行使請求書」といいます。)

②「振込依頼書・振込金(兼手数料)受取書」

(以下「振込依頼書」といいます。)

2. お手続きの手順

(1) 行使請求書に記載の「割当てられた新株予約権の総個数」の範囲内で、行使請求の個数をお決めいただき、払込金額を計算してください。

「払込金額」= 新株予約権行使個数 × 555 円



- ・行使請求は、総個数の一部でも可能です。
ただし、行使手続きは 1 回限りです。
残りの個数を追加で行使することはできません。
- ・総個数を超えての行使請求はできません。

(2) 「行使請求書」に以下の必要事項(太枠内)をご記入のうえ、ご押印(2 か所)ください。

①行使請求日 ②新株予約権行使個数 ③払込金額

④口座管理機関(証券会社等)名 ⑤加入者口座コード ⑥連絡先電話番号



- ・「⑤加入者口座コード(21 桁)」は口座管理機関(証券口座をお持ちの証券会社等)宛にご照会いただいたうえでご記入ください。
- ・証券口座を複数をお持ちの場合は、そのいずれかの口座管理機関(証券会社等)をご選択いただき取次ぎをご請求ください。

(3) 上記(1)にて計算いただいた払込金額を、以下の①又は②の方法にてお振込みください。

- ・お振込は、必ず株主様ご本人名義の口座からお願いいたします。
- ・お振込み先は株主様ごとに異なる口座番号となりますので、ご注意願います。

①金融機関窓口でのお振込み

同封の「振込依頼書」に必要事項をご記入のうえ金融機関窓口にてお振込みください。

②A T M・インターネットバンキングによる振込み

「振込依頼書」に記載の振込先(受取人)口座番号を指定のうえお振込みください。



- ・振込金受取書等の振込先と振込金額等が確認できる書類(払込金額の振込みを証する書面)を受領していただき、その写しをご用意ください。
(インターネットバンキングによる振込みの場合は、振込内容を確認できる書類をプリントアウトする等の方法によりご用意ください)
- ・振込手数料は株主様のご負担になりますのでご了承ください。

- (4) 口座管理機関（証券口座をお持ちの証券会社等）宛に以下の書類をご提出いただき、行使請求の取次ぎをご依頼ください。

①「行使請求書」

②払込金額の振込みを証する書面の写し



・口座管理機関（証券会社等）によっては、取次手数料等を株主様にご負担いただく場合がございます。

- (5) 新株式が株主様の証券口座に記録される時期は、口座管理機関（証券会社等）において行使請求が取次ぎされ、行使請求書及び払込金額の振込みを証する書面の写しが行使請求の受付場所に到着した日から**原則 6 営業日後**となります。

お手続き完了後、株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社から株主様宛に完了通知を送付いたします。

なお、行使請求が集中した場合には、6 営業日以上の日数がかかる場合がございますので、ご承知おきください。

3. ご注意事項

- (1) 「行使請求書」に記載の株主様以外の名義による行使手続きはできません。
- (2) 行使手続き完了後の手続きの取り消しはできません。
- (3) 「行使請求書」を紛失、毀損又は汚損されました場合は、前記のお問い合わせ先宛に再発行をご依頼ください。なお、毀損又は汚損の場合は、必ず損紙をご提出ください。
- (4) 「行使請求書」に記載の住所、氏名等に変更がございましたら、口座管理機関（証券会社等）宛にお申し出ください。
- (5) 新株予約権を行使するためには、行使期間の満了日である 2024 年 10 月 15 日までに行使請求書及び振込を証する書面が行使請求の受付場所に到着していることが必要となります。
- 口座管理機関（証券会社等）での取次ぎは 2024 年 10 月 15 日以前に取次ぎを終了する場合がございます。詳細については、お早めに口座管理機関（証券会社等）にご確認ください。**
- (6) 個別の状況により税法上の取扱いが異なる場合がありますので、新株予約権の税制面の取扱いにつきましては必ずご自身で税理士等の専門家にご確認ください。
- (7) 証券口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）において特定口座をご利用の場合、新株予約権の行使に伴い発行される新株式は、新株予約権の割当基準日（2024 年 9 月 5 日）において特定口座をご利用の当社株式に対して割当てられた新株予約権に相当する株式数を上限として特定口座をご利用いただけると考えております。
- 詳細については、事前に口座管理機関（証券会社等）にご確認ください。

行使請求書 記入例

株式会社メタプラネット

第11回新株予約権割当通知書 兼 行使請求書

100-0013

千代田区霞が関〇丁目〇-〇〇

証券 太郎 様

33500. XXXXXXXXX. 2409560. 000XX

下記のとおり当社第 11 回新株予約権を割当て
ご通知いたします。

割当てられた新株予約権の総個数

1,000 個

証券会社へ提出する日

※太枠内をご記入ください。

行使請求日

2024 年 9 月〇〇日

新株予約権
行使個数
(A)

割当
でござ
います

新株予約権を行使する個数

百万 千 百 十 円 角 分

9 0 0

新株予約権を行使する個数 × 555 円

払込金額

振込金額を下記の振込依頼書によりお振込
ください。振込手数料は行使請求者様
のご負担となりますのでご了承ください。

押印

(A) × 555 円 =

百万 千 百 十 円 角 分

4 9 9 5 0 0

証券会社名、及び加入者口座コード
21 桁の加入者口座コードを証券会社へ
確認いただき、ご記入ください

口座管理機関(証券会社等)名

〇〇〇証券 〇×△証券

加入者口座コード(21桁)

X X

口座管理機関名と加入者口座コードにつきましては、口座
管理機関にご確認ください。

書き損じの場合は、二重線で
抹消のうえ、訂正印を押印

ご記入ください。

連絡先電話番号

03 - XXXX - XXXX

※日中、連絡可能な電話番号をご記入ください。

株主名簿管理人
使用欄

行使請求の受付場所
使用欄

口座管理機関使用欄
〔新株予約権〕
〔行使請求取次日〕

口座管理機関の皆様へお願い

新株予約権行使請求の取次を受けた際、口座管理機関使用欄にご押印、取次日をご記入のうえ、取次日+2営業日までに下記の新株予約権
行使請求の受付場所宛に書類が到着するようにご対応ください。
取次いただく書類の送付先: 〒100-6026 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン

振込依頼書 記入例

振込金
(兼手数料) 受取書

2024 年 9 月〇〇日

金額

4 9 9 5 0 0

先方銀行

GMO あおぞらネット銀行 〇〇支店

お受取人

預金種目 普通 口座番号 XXXXXXX

おなまえ 株式会社メタプラネット

ご依頼人

証券 太郎 様

(備考)

手数料

円

受取書についても、振込依頼書と
同様に日付、金額、ご依頼人名を
ご記入ください

(取扱店→依頼人)

振込依頼書

振込日

2024 年 9 月〇〇日

電信扱

手数料

円

先方銀行

MO あおぞらネット銀行 〇〇支店

金額

4 9 9 5 0 0

振込日

〇〇月 〇〇日

口座番号

XXXXXXXX

現金

円

カ)メタフ・ラネット

株式会社メタプラネット

東京都港区元麻布3丁目1番6号

新株予約権を行使する個数 × 555 円

フリガナ

ショウケン タロウ

(おなまえ) 証券 太郎 様

(おところ) (電話) 03 - XXXX - XXXX

千代田区霞が関〇丁目〇-〇〇

金額内訳

10,000円 円 50円 円

5,000円 円 10円 円

2,000円 円 5円 円

1,000円 円 1円 円

500円 円 合計 円

100円 円 円 円

行使請求者ご本人の名義
でご記入ください

- 4 -



3 3 0 9 8 9 0

2 0 0

定型郵便物



差出有効期間
2026年3月
31日まで

(切手を貼らずに
お出しください)

(受取人)

埼玉県さいたま市大宮区桜木町 4-333-13

むさし証券株式会社

トレジャーネット カスタマーサービスセンター 行



【ご注意】

- ・当社はお客さまに封筒の印刷を委託いたします。
 - ・印刷する際はサイズ変更(拡大・縮小)をしないでください。また、白色の用紙を使用してください。
 - ・点線の切り取り線に併せて裁断してください。
 - ・定形の封筒をご使用ください。
 - ・封筒の裏面に必ず住所・氏名をご記入ください。
 - ・糊付する際に剥がれない様にしっかり貼ってご利用ください。
 - ・変更手続きに関する書類の送付の際に限定してご利用ください。
- また、第三者への譲渡等を禁止します。